

所属所長殿

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長  
(公印省略)

互助組合理程の一部改正及び廃止について

平素から当互助組合の運営につきまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記のこのことについて、令和3年2月17日開催の理事会において次のとおり改正されました。  
貴所属会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 規程等 廃止する規程
  - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合慶弔及び退会記念品に関する規程（ア、イ）
  - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合慶弔及び退会記念品に関する取扱細則
  
- 一部改正する規程
  - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程（ウ、エ、オ、カ）
  - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程運営細則
  - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合準会員規程（キ）
  - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程（ク）
  - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程（ケ）
- ※（ ）内は別紙「改正内容一覧」の記号に対応する。
  
- 2 改正内容 別紙、改正内容一覧及び新旧対照表のとおり
  
- 3 施行年月日 令和3年4月1日

## 改正内容一覧

- 令和3年4月1日から次のとおり変更する。
- ア 退会記念品を廃止する。（R3. 4. 1事由発生から）  
（理由）給付要件として会員期間20年以上必要であり、任期付きの職員等、多様な勤務形態の会員が増えることに対応するため。
- イ 死亡弔慰供物料を廃止する。（R3. 4. 1事由発生から）  
（理由）ライフスタイルの変化に伴い、近年葬儀の形が簡略化されているため。
- ウ 死亡弔慰金の給付要件の「実父母。ただし、会員が養子の場合は養父母。結婚して改姓した場合は同姓の父母」を「実父母及び養父母」に変更する。（R3. 4. 1事由発生から）
- エ 結婚祝金の回数制限を廃止する。（R3. 4. 1事由発生から）
- オ （新規事業）退会記念品の代替事業として健康増進等支援金事業を創設し、令和3年度から当該年度に55歳に達する会員（5月1日在籍者）に健康増進、退職後の新たな趣味や活動の契機に活用するための支援金2万円（臨時的任用職員等は1万円）を自動給付する。  
（移行措置）令和3年度に限り、56歳以上で退会記念品を受給していない会員（4月1日在籍者）に、健康増進、退職後の新たな趣味や活動の契機に活用するための支援金2万円を自動給付する。（臨時的任用職員等を除く）
- カ 各種貸付利率を1.6%から1.0%に引き下げる。（現在償還中のものも含みR3. 4から）
- キ 岡大附属学校（園）の準会員について、準会員資格を整理したもの。
- ク 給付金等の送金通知書を、会員の現住所に送付する。（R3. 4給付分から）  
（理由）個人情報に配慮するため。
- ケ 退職互助の期間通算について、転出期間中も含める。  
貸付利率を1.6%から1.0%に引き下げる。（現在償還中のものも含みR3. 4から）
- その他 ○ 療養補助金（自動給付分のみ）の送金を1万円以上となった時点で送金する。ただし、年2回（9月、3月）又はその他の給付（共済組合・互助組合の請求給付等）の送金がある場合は、1万円未満でも送金する。  
（理由）上記クに伴う経費の増加、及び振込手数料を抑制するため。
- 療養補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。  
（理由）給付・貸付規程に昭和60年2月に規定され、適用を猶予していたが、送金方法の変更や他県の状況などを勘案してこの度適用するもの。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合慶弔及び退会記念品に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和3年2月17日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合慶弔及び退会記念品に関する規程を廃止する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合慶弔及び退会記念品に関する規程(昭和44年9月16日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合慶弔及び退会記念品に関する取扱細則を廃止する細則を次のように定める。

令和3年2月17日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合慶弔及び退会記念品に関する取扱細則を廃止する細則

一般財団法人岡山県教育職員互助組合慶弔及び退会記念品に関する取扱細則(昭和44年9月16日制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月17日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程(昭和49年5月28日制定)の一部を次のように改正する。

第4条第3号を次のように改める。

(3) 父母 実父母及び養父母

第22条第2項を削る。

第10章を次のように改める。

第10章 健康増進等支援金の給付

第28条 5月1日において会員であり、かつ、当該年度において55歳に達する者に対し、健康の維持増進、退職後の新たな趣味や活動の契機づくり等を支援するため、健康増進等支援金として2万円（会員のうち任期の定めのない常勤職員以外の者については、1万円）を支給する。

2 前項の健康増進等支援金は、請求によらず支給する。

第29条及び第30条 削除

附則第6項中「平成30年4月1日」を「令和3年4月1日」に、「0.1333パーセント」を「0.0833パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の属する年度に限り、4月1日において会員（任期の定めのない常勤職員に限る。）であり、かつ、当該年度の前年度以前において55歳に達した者であって、一般財団法人岡山県教育職員互助組合慶弔及び退会記念品に関する規程を廃止する規程（令和3年2月17日制定）による廃止前の一般財団法人岡山県教育職員互助組合慶弔及び退会記念品に関する規程（昭和44年9月16日制定）第2条第1項に規定する退会記念品を送られたことがない者に対し、健康の維持増進、退職後の新たな趣味や活動の契機づくり等を支援するため、支援金として2万円を支給する。

3 前項の支援金は、請求によらず支給する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程新旧対照表

新	旧
<p>第4条 運営規則第8条第2項第2号に規定する扶養家族以外の配偶者、子女及び父母の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 配偶者 事実上婚姻関係にある者を含む</p> <p>(2) 子女 同一戸籍にある者</p> <p>(3) 父母 <u>実父母及び養父母</u></p> <p>第22条 会員が結婚したとき、結婚祝金として2万円を支給する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第10章 健康増進等支援金の給付</u></p> <p>第28条 <u>5月1日において会員であり、かつ、当該年度において55歳に達する者に対し、健康の維持増進、退職後の新たな趣味や活動の契機づくり等を支援するため、健康増進等支援金として2万円（会員のうち任期の定めのない常勤職員以外の者については、1万円）を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の健康増進等支援金は、請求によらず支給する。</u></p> <p>第29条及び第30条 <u>削除</u></p> <p>附則</p> <p>6 <u>令和3年4月1日から理事長が定める日まで</u>の間（以下「適用期間」という。）における第33条第1項に規定する貸付に係る貸付金の利率は、特例として第36条の規定にかかわらず、期間1月につき<u>0.0833パーセント</u>（以下「特例利率」という。）とする。</p>	<p>第4条 運営規則第8条第2項第2号に規定する扶養家族以外の配偶者、子女及び父母の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 配偶者 事実上婚姻関係にある者を含む</p> <p>(2) 子女 同一戸籍にある者</p> <p>(3) 父母 <u>実父母。ただし、会員が養子の場合は養父母。結婚して改姓した場合は同姓の父母</u></p> <p>第22条 会員が結婚したとき、結婚祝金として2万円を支給する。</p> <p><u>2 前項の結婚祝金の給付は、同一人1回限りとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第10章 削除</u></p> <p>第28条から第30条まで <u>削除</u></p> <p>附則</p> <p>6 <u>平成30年4月1日から理事長が定める日まで</u>の間（以下「適用期間」という。）における第33条第1項に規定する貸付に係る貸付金の利率は、特例として第36条の規定にかかわらず、期間1月につき<u>0.1333パーセント</u>（以下「特例利率」という。）とする。</p>

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程運営細則の一部を改正する細則を次のように定める。

令和3年2月17日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程運営細則の一部を改正する細則

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程運営細則(昭和49年5月28日制定)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程運営細則新旧対照表

新	旧
第10条 削除	第10条 規程第22条第2項の同一人1回限りの取扱いは、この組合加入の日から退会の日まで同一人1回限りとする。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合準会員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月17日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合準会員規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合準会員規程(昭和30年9月23日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 文部科学省共済組合の組合員で岡山県内の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校に派遣等された者、又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員で地方自治法第252条の17の規定により岡山県教育委員会から市町村教育委員会に派遣等された者であること。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合準会員規程新旧対照表

新	旧
<p>第2条 準会員となるには、次の各号のすべてに該当し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p><u>(1) 文部科学省共済組合の組合員で岡山県内の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校に派遣等された者、又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員で地方自治法第252条の17の規定により岡山県教育委員会から市町村教育委員会に派遣等された者であること。</u></p>	<p>第2条 準会員となるには、次の各号のすべてに該当し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p><u>(1) 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合並びに文部科学省共済組合の組合員で岡山県内の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校に勤務する者、又は地方自治法第252条の17の規定により、岡山県教育委員会から市町村教育委員会に派遣された職員であること。</u></p>

一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月17日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程(平成11年2月12日制定)の一部を次のように改正する。

第11条中「所属所長あて」及び第2項を削る。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程新旧対照表

新	旧
第11条 法人は、給付金、貸付金等を送金したときは、別に定める給付・貸付金等送金通知書により通知するものとする。	第11条 法人は、給付金、貸付金等を送金したときは、 <u>所属所長あて</u> 別に定める給付・貸付金等送金通知書により通知するものとする。 <u>2 所属所長は、前項の通知があった場合、当該通知書を会員に交付するものとする。</u>



一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月17日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程(昭和39年7月31日制定)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「前後の期間」の後に、「及びその転出していた期間」を加える。

附則第4項中「平成30年4月1日」を「令和3年4月1日」に、「0.1333パーセント」を「0.0833パーセント」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程新旧対照表

新	旧
第11条の2 人事交流により次の各号のいずれかの共済組合の組合員に転出し、第3条第2項第2号に該当した者が期間の通算を希望する旨理事長に申出た場合には、前条の規定にかかわらず復帰したとき前後の期間及びその転出していた期間を通算する。	第11条の2 人事交流により次の各号のいずれかの共済組合の組合員に転出し、第3条第2項第2号に該当した者が期間の通算を希望する旨理事長に申出た場合には、前条の規定にかかわらず復帰したとき前後の期間を通算する。
附則 4 <u>令和3年4月1日</u> から理事長が定める日までの間（以下「適用期間」という。）における第16条第1項に規定する貸付に係る貸付金の利率は、特例として第19条第1項の規定にかかわらず、期間1月につき <u>0.0833パーセント</u> （以下「特例利率」という。）とする。	附則 4 <u>平成30年4月1日</u> から理事長が定める日までの間（以下「適用期間」という。）における第16条第1項に規定する貸付に係る貸付金の利率は、特例として第19条第1項の規定にかかわらず、期間1月につき <u>0.1333パーセント</u> （以下「特例利率」という。）とする。